

各介護員養成研修指定事業者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的取扱いの廃止について（通知）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課発令和 8 年 3 月 31 日付け事務連絡により、令和 9 年 3 月 31 日をもって、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 30 日付け事務連絡）が廃止されることとなりました。

これに伴い、当課が令和 2 年 5 月 19 日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて（通知）」につきましても、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止することとしますので、お知らせいたします。

また、これまで新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修の臨時的取扱い（以下、臨時的取扱い）の研修を実施している場合は、下記留意事項について必ずご確認ください。

【留意事項】

- ・ 「神奈川県介護員養成研修事業指定要綱」（以下、「要綱」という。）及び「神奈川県介護員養成研修事業指定基準」（以下、「基準」という。）に定める別紙 2「通信の取扱い」の通信形式で実施できる科目ごとの上限時間数を超えて、臨時的なレポート課題を活用した学習等の方法で行う研修は、令和 9 年 4 月 1 日以降実施できません。
- ・ 令和 9 年 3 月 31 日以前に開講した研修であっても、上記の上限時間を超えて臨時的なレポート課題を活用する研修を、令和 9 年 4 月 1 日以降実施することはできません。従いまして、原則として令和 9 年 4 月 1 日をまたぐ開講期間の研修の実施はお控えいただきますようお願い申し上げます。
但し、令和 9 年 3 月 31 日までに臨時的なレポート課題を活用して実施する科目（項目）が修了し、通学で実施する科目（項目）のみが未実施の場合に限り、令和 9 年 4 月 1 日以降の修了を認める取扱いといたします。
- ・ インターネットを活用した学習等の方法で行う研修については、令和 9 年 4 月 1 日以降も実施方法を認める趣旨で「要綱」及び「基準」の改正を予定しております。令和 9 年 3 月 31 日以前に開講した研修については、令和 9 年 4 月 1 日以降も従前の方法で修了まで実施可能です。なお、令和 9 年 4 月 1 日以降に開講する研修については、改正後の「要綱」及び「基準」に基づき実施していただきますようお願い申し上げます。

- ・ 臨時的取扱いで実施した研修にて補講が生じた場合は、可能な限り令和9年3月31日までに補講を実施していただきますようお願いいたします。なお、原則として欠席した授業と同一のカリキュラムで実施する授業に限り、授業単位での振替補講を認めていますが、臨時的取扱いで実施した授業については、令和9年4月1日以降に実施される別カリキュラムの研修において、欠席分に相当する内容の授業を受講することで、補講を認める取扱いといたします。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

問合せ先
福祉介護人材グループ 秋山
電話 045-210-4755